

第1 事務及び事業の見直し

1 労災医療と地域医療における役割

次期中期目標においては、地域医療への貢献について法人が果たすべき役割を明確にし、都道府県等が進める地域医療に積極的に貢献するため、保有するデータベースを活用するなどにより地域における役割や機能を分析・検証し、地域の実情に応じた医療を的確に提供すること。

2 経営改善に向けた取組

本部主導の下、予定利率及び給付水準の引下げを含めた厚生年金基金の新制度への移行や不足する医師の確保を進めた上で、次期中期目標期間中に、以下の取組を行うこと。

(1) 繰越欠損金の解消計画の策定

繰越欠損金の解消計画を策定するに当たっては、解消を図るために必要な法人全体の取組内容のほか、各病院における年度ごとの解消額、目標期限及び達成できなかった病院の運営体制等の見直し方針について具体的に定めること。

また、これまで作成していなかった各病院の財務関係書類について、遅くとも平成26事業年度分から作成、公表すること。

(2) 他法人の事例を参考とした取組

(独) 国立病院機構の取組事例を積極的に取り入れた上で経営改善を進めるものとし、同機構との人材交流などを図ることについて検討すること。

3 次期中期目標における新たな目標設定等

① 法人が有する臨床評価指標を活用した上で、各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標については、病院ごとの目標管理を行い、その実績を業務実績報告書において明らかにすること。

② 新医薬品等の開発促進に資するため、治験の推進に係る具体的な取組目標を次期中期目標に明記すること。

③ 未払賃金立替払事業に係る情報開示をより充実させるために、年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績報告書等において明らかにすること。

第2 業務実施体制の見直し

1 産業保健三事業の一元化

産業保健に関する三事業（産業保健推進センター事業、地域産業保健事業、メンタルヘルス対策支援事業）の一元化に当たっては、事業拠点の集約化や管理業務の効率化を徹底することにより、重複する業務を極力排除するとともに、次期中期目標においてワンストップサービス等により発揮される成果目標を具体的に明記すること。

2 管理業務の本部等への集約化

管理業務を本部等へ集約化するなどし、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討すること。

3 独立行政法人労働安全衛生総合研究所の業務との一体的実施

(独) 労働安全衛生総合研究所の労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による効果を最大限に発揮できる体制を構築すること。